

加須市結婚相談所「であいサポート i」

1. 規約

1. 運営細則

1. 運営細則 12 条祝い金 内規

1. 個人情報に対する基本方針

2025. 04. 01

加須市結婚相談所「であいサポート i」規約

(設置)

第1条 結婚を希望する者に対しその相談に応じ、紹介・あっ旋・助言を行い、結婚についての支援を行うことを目的に、加須市結婚相談所「であいサポート i」(以下「相談所」という。)を設置する。

(名称)

第2条 相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 加須市結婚相談所「であいサポート i」
位置 加須市中央2-4-17 (市民プラザかぞ5階)

(活動)

第3条 相談所は、次の活動を行う。
(1) 登録を希望する者の申し込み受理
(2) 結婚相談窓口業務
(3) 結婚相手の紹介・あっ旋・助言指導
(4) 交流会やセミナーの開催

(組織)

第4条 相談所は、相談員若干人をもって組織する。
2 すべての事業運営・管理をになう事務局と、それをサポートする相談員で構成される
3 相談員は、次の者をもって充てる。
(1) 結婚相談全般に関し、豊かな識見と理解を有するもの。
(2) その他結婚推進に協力的であるもの。

(任期)

第5条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員によって就任した相談員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(報酬等)

第6条 相談員の報酬等については、次のとおり定める。
(1) 活動費 1,000円/月

(役員)

第7条 相談所に、次の役員を置く。
(1) 所長
(2) 副所長
(3) 監査

(役員の仕事)

第8条 所長は、相談員となるべき者のうちからこれを互選とする。所長は会務を総理し、相談所を代表する。

- 2 副所長は、所長を補佐し所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監査は、相談所の監査を担当する。

(会議)

第9条 相談所の会議は、総会及び連絡会とする。

- (1) 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は所長が必要あるとき、又は相談員の3分の2以上の要求があるときは、これを招集しなければならない。
- (2) 連絡会は、必要に応じて開催する。

(総会)

第10条 総会は、所長が議長となり、次の事項を審査し、相談員の過半数の同意をもって決定する。

- (1) 予決算の承認
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) 相談員の承認
- (4) その他重要事項

(連絡会)

第11条 連絡会は、紹介やあつ旋等のすべての活動状況について審議する。

(事務局)

第12条 相談所の事務を円滑に処理するため、相談員の中から若干人をもって事務局を置く。

- (1) 事務局の事務に従事する相談員は、総会の議決を経て所長が任命する。
- (2) 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(監査)

第13条 相談所の出納は、所長が任命する監査員が監査する。

- (1) 監査員は、相談員の業務執行の状況及び相談所の財産の状況を監査すること。
- (2) 前2号の規定による監査の結果、相談所の業務又は財産に関し不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを所長に報告すること。

(会計)

第14条 相談所の経費は、次の収入で支弁する。

- (1) 登録費
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

第15条 相談所の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(守秘義務)

第 16 条 相談所員は、利用者の人格を尊重し、かつ、私見に陥ることなく懇切丁寧に相談に応じるものとし、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 17 条 この規約に定めるもののほか、加須市結婚相談所「であいサポート i」の運営に関し必要な事項は、所長が総会に諮って定める。

附 則

- 1 本規約の改廃は、総会の議決による。
- 2 本規約の施行に関して必要な細則は、別に定める。
- 3 本規約は、本会設立の平成 18 年 5 月 18 日から施行する。
- 4 本規約は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 本規約は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 本規約は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 本規約は、平成 29 年 9 月 29 日から適用する。
- 8 本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

個人情報保護に対する基本方針

1. 個人情報に関する法令及び規範の遵守

- ・加須市結婚相談所「であいサポート i」は、個人情報を正確かつ安全に取り扱い、登録者の情報を守ることを規約等に明示しております。（規約第16条）（運営細則第13条）
- ・相談所員全てが個人情報保護の重要性及び基本原則を正しく認識し、その他個人情報に関する法令及び規範を遵守します。

2. 個人情報の収集・利用・提供についての原則

- ・提出された書類等は、相談所からの資料送付やご連絡、紹介等に必要なもので、他の第三者にこの個人情報を提供することは一切ありません。
- ・相談所は、登録者の同意なく無断で収集、利用することはありません。
- ・他の登録者には一切開示せず、紹介の段階では相手の概略を相談員が説明し、個人を特定できないものとしします。双方の見合い希望が一致して、お引き合わせの段階で初めて氏名を開示し、その後は一任する。
- ・収集した個人情報は、厳正な管理の下で安全に保管します。

3. 本人の権利の尊重

- ・加須市結婚相談所「であいサポート i」は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、本人から開示、訂正、削除等を求められたときは、必要な調査を行い、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます

4. お問い合わせに関して

- ・登録者個人の情報照会、修正等を希望される場合には、事務局までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- ・ご退会の申し出があった時点でご入会時に提出された書類や写真は、1年間保管後当相談所ですべて焼却します。

<問合せ先>

加須市結婚相談所「であいサポート i」 TEL 0480-62-5502

加須市結婚相談所「であいサポート i」運営細則

(総 則)

第1条 加須市結婚相談所「であいサポート i」規約第17条に基づく運営細則を次のように定める。

(事務局の任務)

第2条 事務局は、次の任務を行う。

- (1) 登録前結婚に関する相談、面接。
 - (2) 登録を希望する者の申し込み受理。
 - (3) 個人ファイル作成・管理。
 - (4) 紹介に至るまでの相談員及び登録者との打ち合わせ。
 - (5) 登録時や見合い・交流会等の設定及び立ち会い。
- 2 事務局の賃金は、市に準ずる。
- 3 事務局の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(登録者)

第3条 相談所は、業務を円滑に実施するため規約第3条1号に規定する結婚相談申込みを受理する。

第4条 登録の対象者は、結婚の意志を有する20歳～47歳の未婚の方で、登録が適当と認められる者とする。

第5条 登録の申込みをしようとする者は、次の必要書類を添付して申し込むものとする。

- (1) 登録申込書（相談所にて用意）
- (2) 身上書（相談所にて用意）
- (3) 官公庁が発行する独身を証明する書類（発行から3か月以内の独身証明書若しくはそれに準ずるもの）
- (4) 個人を特定する顔写真付きの証明書類（運転免許証、マイナンバーカード・パスポートなど）
- (5) 職場の在籍を証明する書類（社員証・保険証など）
- (6) 3ヶ月以内に撮った写真（2枚 上半身と全身）。ただし、用意できない場合は当所で撮影し、プリント代100円をいただくこととする。
- (7) 登録費（事務費）加須市在住（居住）3,000円 市外4,000円。ただし2年間の登録料。

第6条 既納の登録費は返還しない。

第7条 登録者の有効期間は2年間とし、有効期限1ヶ月前に本人の意思を確認する。引き続き登録を希望する場合は、第5条の規定を準用する。

第8条 登録者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 婚姻したとき
- (2) 偽りその他の不正な手段で登録が発覚したとき
- (3) 公序良俗に反し、またその行為があったとき
 - ①ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他自分自身の結婚相手を探す目的以外の目的での登録
 - ②プロフィール等に虚偽の記載をすることや、登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続き行わないまま活動（登録）を行うこと
 - ③知り合ったお相手に対して、待ち伏せ、見張り、面会、交際その他の義務のないことを行う

ことの強要、もしくは著しく不快、粗野または乱暴な言動を取る、その他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第1項に規定する「つきまとい等」をいう）の行為を行うこと

④当該事業を通じて知り得た以下の情報を撮影（動画、静止画、および紙媒体、電子データを問わない）または、複製、転記、譲渡、公開（SNS、動画投稿サイトの掲示、紙媒体の掲示・配布等）利用すること

- ・ 検索画面などの個人情報を含む画面
- ・ 婚活イベント、お見合いや交際中に取得した画像および個人情報など
- ・ その他、個人の秘密や個人の特定につながる情報など
- ・ 当事業所担当者に対し、著しく不快、粗野または乱暴な言動を取ること、業務範囲を超えた過度な要求、またはそれに準ずる行為

第9条 第8条のいずれかの理由により、登録者が資格を喪失した場合は、関係書類は1年保管後、当事業所にてすべて焼却処分とする。

（相談業務）

第10条 受付及び相談は、毎週 月、水、金曜日の午前9時～12時に市民プラザかぞ5階にある相談所において受け付ける。但し、市民プラザかぞが休館日にあたる場合は、休みとする。

2 毎月第4日曜日を「日曜相談会」とし、午前10時～12時に前項と同様に相談に応じる。

3 土、日曜日の相談については、担当相談員と事務局の協議の上対応する。

（紹介、あっ旋）

第11条 申込者の希望に応じ、事務局が相手方に連絡し見合いの意思を確認する。

（1）結婚の相手方を選考するときは、事務局は裁量により行うものとする。

（2）双方に見合いの合意があれば、事務局と相談員の（必要に応じて）立会いのもとに行う。なお、双方にその意思がない場合は、新たに別の方を紹介するものとする。

2 双方に交際の意思がある場合は、その旨を伝え交際を進める。

3 事務局は、交際の経過について把握し、婚姻が成立した場合は連絡会において必ず報告するものとする。

（祝い金）

第12条 会員登録者が結婚相談所の事業により婚姻後3ヶ月以内に、夫婦ともに市内に居住した場合予算の範囲内で祝い金を支払う。但し、全登録期間を通して1回限りの支給とする。

（プライバシーの保護）

第13条 相談所は、登録者の個人情報について、加須市結婚相談所「であいサポートi」規約第17条及び、個人情報保護に対する基本方針の規定により、個人情報保護を徹底するものとする。

（その他）

第14条 本細則に定めのない事項の処理については、連絡会の決定によって行うものとする。

附 則

本細則は、平成24年4月1日から適用する。

本細則は、平成26年4月1日から適用する。

本細則は、平成29年4月1日から適用する。

本細則は、平成30年4月1日から適用する。

本細則は、令和2年8月1日から適用する。

本細則は、令和4年4月1日から適用する。

本細則は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第12条関係）

登録状況	祝い金額(円)	必要書類等	申請期限
男性女性ともに会員	30,000	住民票（省略なし）・印鑑	居住後3ヶ月以内
男性女性どちらかが会員	10,000	住民票（省略なし）・印鑑	居住後3ヶ月以内

運営細則第12条祝い金内規

（祝い金）

第12条

会員登録者が、結婚相談所の事業で結婚し、市内に居住した者に対し、予算の範囲内で祝い金を支払うものとする。但し、1回のみとする。

例

男性、女性双方が結婚相談所の登録者であり、婚姻後、夫婦ともに加須市内に住民登録をした者に、祝い金として30,000円を支給するものとする。

確認書類として、住民票（世帯全員の住民票、省略のないもの）を提出していただくこととする。

例

男性、女性どちらか一方が登録者であり、婚姻後夫婦ともに加須市内に住民登録をした者に祝い金として10,000円を支給するものとする。

確認書類として、住民票（世帯全員の住民票、省略のないもの）を提出していただくこととする。

加須市に住民登録後、3ヶ月以内に確認書類を提出していただいた者に速やかに支払うものとする。

① 誰が（所長、事務局、担当の相談員がいる場合）

所長

人権・男女共同参画課長

事務局

② 支払方法（手渡し、口座振込、現金書留等）

手渡しが望ましいが、都合により口座振込、現金書留で送金することができる。

加須市結婚相談所「であいサポート i」 利用規約（細則抜粋）

（総 則）

第 1 条 加須市結婚相談所「であいサポート i」規約第 17 条に基づく運営細則を次のように定める。

（事務局の任務）

第 2 条 事務局は、次の任務を行う。

- （1）登録前結婚に関する相談、面接。
- （2）登録を希望する者の申し込み受理。
- （3）個人ファイル作成・管理。
- （4）紹介に至るまでの相談員及び登録者との打ち合わせ。
- （5）登録時や見合い・交流会等の設定及び立ち会い。

2 事務局の賃金は、市に準ずる。

3 事務局の任期は、2 年とする。但し再任を妨げない。

（登録者）

第 3 条 相談所は、業務を円滑に実施するため規約第 3 条 1 号に規定する結婚相談申込みを受理する。

第 4 条 登録の対象者は、結婚の意志を有する 20 歳～47 歳の未婚の方で、登録が適当と認められる者とする。

第 5 条 登録の申込みをしようとする者は、次の必要書類を添付して申し込むものとする。

- （1）登録申込書（相談所にて用意）
- （2）身上書（相談所にて用意）
- （3）官公庁が発行する独身を証明する書類（発行から 3 か月以内の独身証明書若しくはそれに準ずるもの）
- （4）個人を特定する顔写真付きの証明書類（運転免許証、マイナンバーカード・パスポートなど）
- （5）職場の在籍を証明する書類（社員証・保険証など）
- （6）3 ヶ月以内に撮った写真（2 枚 上半身と全身）。ただし、用意できない場合は当所で撮影し、プリント代 100 円をいただくこととする。
- （7）登録費（事務費）加須市在住（居住）3,000 円 市外 4,000 円。ただし **2 年間**の登録料。

第 6 条 既納の登録費は返還しない。

第 7 条 登録者の有効期間は 2 年間とし、有効期限 1 ヶ月前に本人の意思を確認する。引き続き登録を希望する場合は、第 5 条の規定を準用する。

第 8 条 登録者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）婚姻したとき
- （2）偽りその他の不正な手段で登録が発覚したとき
- （3）公序良俗に反し、またその行為があったとき
 - ①ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他自分自身の結婚相手を探す目的以外の目的での登録
 - ②プロフィール等に虚偽の記載をすることや、登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続き行わないまま活動（登録）を行うこと
 - ③知り合ったお相手に対して、待ち伏せ、見張り、面会、交際その他の義務のないことを行う

ことの強要、もしくは著しく不快、粗野または乱暴な言動を取る、その他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第1項に規定する「つきまとい等」をいう）の行為を行うこと

④当該事業を通じて知り得た以下の情報を撮影（動画、静止画、および紙媒体、電子データを問わない）または、複製、転記、譲渡、公開（SNS、動画投稿サイトの掲示、紙媒体の掲示・配布等）利用すること

- ・ 検索画面などの個人情報を含む画面
- ・ 婚活イベント、お見合いや交際中に取得した画像および個人情報など
- ・ その他、個人の秘密や個人の特定につながる情報など
- ・ 当事業所担当者に対し、著しく不快、粗野または乱暴な言動を取ること、業務範囲を超えた過度な要求、またはそれに準ずる行為

第9条 第8条のいずれかの理由により、登録者が資格を喪失した場合は、関係書類は1年保管後、当事業所にてすべて焼却処分とする。

（相談業務）

第10条 受付及び相談は、毎週 月、水、金曜日の午前9時～12時に市民プラザかぞ5階にある相談所において受け付ける。但し、市民プラザかぞが休館日にあたる場合は、休みとする。

2 毎月第4日曜日を「日曜相談会」とし、午前10時～12時に前項と同様に相談に応じる。

3 土、日曜日の相談については、担当相談員と事務局の協議の上対応する。

（紹介、あっ旋）

第11条 申込者の希望に応じ、事務局が相手方に連絡し見合いの意思を確認する。

（1）結婚の相手方を選考するときは、事務局は裁量により行うものとする。

（2）双方に見合いの合意があれば、事務局と相談員の（必要に応じて）立会いのもとに行う。なお、双方にその意思がない場合は、新たに別の方を紹介するものとする。

2 双方に交際の意思がある場合は、その旨を伝え交際を進める。

3 事務局は、交際の経過について把握し、婚姻が成立した場合は連絡会において必ず報告するものとする。

（祝い金）

第12条 会員登録者が結婚相談所の事業により婚姻後3ヶ月以内に、夫婦ともに市内に居住した場合予算の範囲内で祝い金を支払う。但し、全登録期間を通して1回限りの支給とする。

（プライバシーの保護）

第13条 相談所は、登録者の個人情報について、加須市結婚相談所「であいサポートi」規約第17条及び、個人情報保護に対する基本方針の規定により、個人情報保護を徹底するものとする。

（その他）

第14条 本細則に定めのない事項の処理については、連絡会の決定によって行うものとする。

附 則

本細則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

本細則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 12 条関係）

登録状況	祝い金額(円)	必要書類等	申請期限
男性女性ともに会員	30,000	住民票（省略なし）・印鑑	居住後 3 ヶ月以内
男性女性どちらかが会員	10,000	住民票（省略なし）・印鑑	居住後 3 ヶ月以内

《大切なお約束》

- 当結婚相談所の事業は、ご希望の条件の方とのお引き合わせを確約するものではありません。
結婚活動は、お相手のあるもので、ご希望に添えない場合もございます。また、必ずしも全員の方に紹介できるものとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- 当結婚相談所でマッチングした後、交際となるか、またはどのように交際していくかについては、ご自分自身の責任で判断してください。
- 万が一、お相手の方等とトラブル等が発生した場合も、原則として当事者で解決してください。
交際成立後の自分自身とお相手との交際に関して、当所は一切の責任を負えません。
- この「利用規約（お約束）」に違反する事例があった場合には、お手数ですが、当事業所までご連絡ください。

以上